

香川県条例第35号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6</p> <p>(7)～(12) 略</p>		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による <u>猟銃又は空気銃の所持の許可</u> を現に受けている者が同号の規定による <u>猟銃又は空気銃の所持の許可</u> を受けようとする場合	略	1 銃砲・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者が同号の規定による許可を受けようとする場合	1件につき6,800円
	(2) <u>法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可</u> を現に受けている者が同号の規定による <u>クロスボウの所持の許可</u> を受けようとする場合	1件につき6,800円		(2) その他の者が法第4条	1件につき10,500円
	(3) その他の者が法第4条	略			

	第1項の銃砲等又は刀剣類の許可を受けようとする場合	
2 略		
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は法第5条の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) 略	略
4 クロスボウ取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者が法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) その他の者が法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合	1回につき3,000円 1回につき6,900円
5 猟銃技能検定手数料	略	
6 略		
7 国際競技参加外国人銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料	略	
8 銃砲等		

	第1項の銃砲又は刀剣類の許可を受けようとする場合	
2 略		
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は法第5条の2第3項第2号に掲げる者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) 略	1回につき3,000円
4 猟銃技能検定手数料	略	
5 略		
6 国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料		1件につき3,900円
7 銃砲・		1件につき1,800円

・刀剣類所持許可証書換え手数料		
9 銃砲等・刀剣類所持許可証再交付手数料		
10 猟銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新</p> <p>(3) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新</p> <p>(4) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新</p>	<p>略</p> <p>1件につき7,200円</p> <p>略</p> <p>1件につき6,800円</p>
11～15 略		
16 年少射撃資格認定講習手数料	略	
17 クロスボウ射撃資格認定申請手数		1件につき9,300円

刀剣類所持許可証書換え手数料		
8 銃砲・刀剣類所持許可証再交付手数料		1件につき1,900円
9 猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料	<p>(1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第2項の許可の更新(以下この表において単に「更新」という。)</p> <p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない更新</p>	<p>1件につき7,200円</p> <p>1件につき6,800円</p>
10～14 略		
15 年少射撃資格認定講習手数料	略	

料

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可に係る銃砲等・刀劍類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る銃砲等・刀劍類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 3 1の項(3)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の許可に係る銃砲等・刀劍類所持許可申請手数料の額については、1の項(3)に定める額から3,800円を減じた額とする。
- 4 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲等・刀劍類所持許可申請手数料の額については、7の項に定める額から2,100円を減じた額とする。
- 5 法第7条の3第2項の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が同時に他の同項の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る獵銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ10の項(1)又は(3)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 6 法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新に係る獵銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ10の項(2)又は(4)に定める額から2,400円を減じた額とする。

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同号の規定による許可に係る銃砲・刀劍類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の許可に係る銃砲・刀劍類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から3,800円を減じた額とする。
- 3 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲・刀劍類所持許可申請手数料の額については、6の項に定める額から2,100円を減じた額とする。
- 4 更新を受けようとする者が同時に他の更新を受けようとする場合にあっては、当該他の更新に係る獵銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。

- 7 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものが同時に法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る猟銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ10の項(1)又は(3)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 8 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするものが同時に法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る猟銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ10の項(2)又は(4)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 9 法第9条の13第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係る年少射撃資格認定申請手数料の額については、13の項に定める額から3,700円を減じた額とする。
- 10 法第9条の16第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係るクロスボウ射撃資格認定申請手数料の額については、17の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

- 5 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 6 法第9条の13第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係る年少射撃資格認定申請手数料の額については、12の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年3月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にクロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「新法」という。）第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）を所持している者が、改正法附則第3条第3項の規定により開催される新法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合における当該講習に係る手数料の額は、改正後の別表第6の4の項の規定にかかわらず、6,900円とする。